

港区告示第百九十九号

定款及び事業計画の変更認可

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、飯倉三生マンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のように告示します。

令和四年六月十七日

港区長 武井雅昭

記

一 組合の名称

飯倉三生マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

飯倉三生マンション

(二) 敷地の区域

東京都港区麻布台三丁目二十九番十

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区麻布台三丁目二十九番十

四 事業施行期間

令和四年一月二十八日から令和八年一月三十一日まで

五 事務所の所在地及び設立認可の年月日

(一) 事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町一丁目百五番地

(二) 設立認可の年月日

令和四年一月二十八日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和四年六月十七日